規

第 平 三 成 1 三 九 + 百 年 Ŧī. 八 + 月 八 号 日

増 刊 (1)

次

目

則 第 十 号

規

○福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

医療保険課)

委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

○知事が部内の職員のうちから指名し、

又は任命する福岡県防災会議

防災企画課)

七

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則を制定し、ここに公布する。 則

平成三十年五月一日

小 Ш 洋

3

福岡県知事

|岡県規則第二十一

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

例第 会定化基金(以下「基金」という。 号。 この規則は、 以下 「条例」という。 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例 第十三条の規定に基づき、 の管理に関し必要な事項を定めるものとする (平成二十八年福岡県条 福岡県国民健康保険財

(借入れの申請

+ 付けを受けようとする市町村は 条 条の 国民健康保険法 第一 項第一号に掲げる事業に係る貸付金 (昭和三十三年法律第百九十二号。 当該年度の十二 一月末日までに、 以 下 以下 「貸付金」という。 「法」という。 福岡県国民健康保険 の貸 第

に提出しなければならない

財政安定化基金事業貸付金借入申請書

(様式第一号)

に次に掲げる書類を添えて知事

- 基金事業貸付金限度額見込計算書
- 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- 兀 基金事業貸付金償還計画書

前各号に掲げるもののほか、 知事が必要と認める書類

五.

貸付けの決定等

第三条 付けることが適当と認めたときは、 知事は、 前条の規定により提出された借入申請書等を審査の上、 貸付け及び貸付額を決定し、 その決定の内容を当 貸付金を貸

該市町村に対し通知するものとする

2 必要があるときは、 知事は、 前項の決定をする場合において、 決定に条件を付するものとする 貸付金の貸付け の目的を達成するため

貸付金の貸付け

第四条 ようとするときは、 前条第一 項の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受け 貸付金請求書 (様式第二号) を知事に提出しなければならない。

2 けるものとする 知事は、 前項の規定による請求書の提出があったときは、 速やかに貸付金を貸し付

ちに福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借用証書 提出しなければならない 貸付金の貸付けを受けた市町村 (以 下 「貸付けを受けた市町村」という。 (様式第三号) を知事に は、

(貸付事業実績報告)

第五条 掲げ 福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入実績報告書 る書類を添えて知事に報告しなければならない。 貸付けを受けた市町村は、 当該貸付けを受けた年度の翌年度の六月末までに、 (様式第四号) に次に

- 基金事業貸付金限度額実績計算書
- 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- 基金事業対象保険料必要額実績報告書

兀

基金事業貸付金償還計画

定期発行日

每週火金曜日

報

Ŧī. 、貸付額の確定等 前各号に掲げるもののほか、 知事が必要と認める書類

2

第六条 要に応じて行う現地調査等により、 対し通知するものとする 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必 貸付けすべき貸付金の額を確定し、当該市町村に

- 2 財政安定化基金事業貸付金確定借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければなら 前項の通知を受けた市町村は、 確定後の貸付額により、 直ちに福岡県国民健康保険
- 3 定により当該市町村から提出を受けている借用証書を返還するものとする。 (償還金の償還方法等) 知事は、 前項の規定による確定借用証書の提出があったときは、 第四条第三項の規

第七条 貸付金の償還は、 る繰上償還を行う場合は、この限りではない。 知事が定めるところにより、分割して行うものとする。ただし、条例第八条に規定す より償還期限が延期された場合にあっては、 条例第六条に規定する償還期間 延期後の償還期限までの間)において、 (条例第七条第一項の規定に

2 規則 までの各納期の末日(その日が福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第二 十三号)第一条第一項に定める県の休日に当たるときは、その直前の県の休日でない 日とする。)とする。 前項の場合における各年度中の納付期限は、福岡県国民健康保険事業費納付金徴収 (平成三十年福岡県規則第十三号)第五条第一項各号に掲げる第一期から第九期

福

岡

県

公

(償還期限等の延期

第八条 七条第一項の規定に基づき、償還期限又は前条第二項の納付期限 という。)の延期を求めるときは、償還期限等の二十日前までに、 貸付けを受けた市町村は、 (様式第六号) を知事に提出しなければならない 災害その他特別の事情がある場合において、 (以下「償還期限等 償還期限等延期 条例第

2 及び延期を認める場合にあってはその期限を決定し、その決定の内容を当該市町村に し通知するものとする。 知事は、 前項の規定により提出された申請書を審査の上、償還期限等の延期の可否

(任意の繰上償還

第九条 までに、繰上償還通知書(様式第七号)を知事に提出しなければならない 部を繰り上げて償還しようとするときは、 貸付けを受けた市町村が、 条例第八条第二項の規定により貸付金の全部又は一 繰り上げて償還しようとする日の二十日前

(借入台帳の整備

第十条 台帳を整備しなければならない 貸付けを受けた市町村は、 福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入

(交付の申請

第十一条 法第八十一条の二第一項第二号に掲げる事業に係る交付金 を添えて知事に提出しなければならない 国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書 という。)の交付を受けようとする市町村は、当該年度の十二月末日までに、 (様式第八号) に次に掲げる書類 。 以 下 「交付金」 福岡県

- 特別の事情等に関する調書
- \equiv 基金事業交付金所要見込額計算書
- 三 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- 四 基金事業対象保険料必要見込額報告書

五. 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第十二条 付することが適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、 市町村に対し通知するものとする。 知事は、 前条の規定により提出された交付申請書等を審査の上、交付金を交 その決定の内容を当該

2 要があるときは、 知事は、 前項の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必 決定に条件を付するものとする。

(交付金の交付)

2 第十三条 うとするときは、交付金請求書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付す 前条第一項の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けよ

(交付事業実績報告)

るものとする。

第十四条 交付金の交付を受けた市町村は、当該交付を受けた年度の翌年度の六月末ま

.掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない 福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書 (様式第十号) に次

- 基金事業交付金所要額精算書
- 三 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- 匹 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- 五. 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第十五条 対し通知するものとする 必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定し、当該市町村に 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び

(拠出金の額の算定

第十六条 条例第十条第一項に規定する拠出金の総額は、前条の規定による確定後の交 付金の額により算定するものとする。

2 被保険者 の被保険者をいう。)の数その他の客観的な指標により算定するものとする。 条例第十条第二項ただし書の場合における各市町村の拠出金は、当該市町村の一般 (法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外

(拠出時期

第十七条 条例第十条第四項に規定する拠出時期は、条例第十一条に規定する年度の十 当たるときは、その直前の県の休日でない日とする。)とする。ただし、条例第十一 二月二十八日(その日が福岡県の休日を定める条例第一条第一項に定める県の休日に 条の規定により期限が延期された場合は、この限りでない。

(貸付金及び交付金の額の減額等

第十八条 は貸付け若しくは交付を行わないこととすることができる れかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受ける市町村が次の各号のいず

- 貸付金又は交付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき
- 3 偽りその他不正の手段により、 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとし

- \equiv この規則に規定する貸付け又は交付に係る手続を怠ったとき
- 兀 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき

2

- 該当するときは、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還さ 知事は、 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに
- せ、 又は交付金の全部若しくは一部について交付決定を取り消すことができる 不当に過大な貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたことが判明したとき。
- 一 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたことが
- 判明したとき
- \equiv 前項第三号に該当したとき。

貸付金又は交付金を国民健康保険財政の不足額を補充する目的以外に使用したと

き

五.

几

前各号に掲げるもののほか、 知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査

第十九条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受 する。 ついて報告を求め、 けた市町村に対し、 この規則に定めるもののほか、貸付金又は交付金に関する事項に 又は関係書類その他について実地に調査することができるものと

(貸付金又は交付金の返還

第二十条 ているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。 定した場合において、既にその額を超える貸付金の貸付け又は交付金の交付が行われ 知事は、第六条第一項又は第十五条の規定により貸付金又は交付金の額を確

2 取り消した場合において、 命ずるものとする 知事は、第十八条第二項の規定により、 当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を 交付金の全部又は一部について交付決定を

(延滞金)

第二十一条 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村は、 付の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した 返還を命ぜられ、これらを納期限までに納付しなかったときは、 延滞金を県に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が十円未満である 貸付金又は交付金の 納期限の翌日から納

5

- ときは、この限りでない。
- 前項の規定により延滞金が納付された場合は、基金に編入するものとする。
- 3 納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる べき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。 第一項の場合において、当該返還を命ぜられた貸付金又は交付金の未納額の一部が
- を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。 第一項に定める延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、 閏年の日

前二項の規定は、条例第七条第二項及び条例第十条第五項に定める延滞金の額の計

第二十二条 その取り崩した総額について、全ての市町村に通知するものとする。 算について準用する。 (取崩しの場合の市町村通知等) 知事は、法第八十一条の二第二項の規定により基金を取り崩したときは

2 十二条の規定により繰入れを行う年度ごとの繰入れ額等を定めた計画をいう。 おいて「繰入計画」という。)を定めるものとする。 前項の場合において、知事は、当該取崩しを行った年度の翌年度の九月末日までに 福岡県国民健康保険財政安定化基金繰入計画(当該基金取崩し総額につき、条例第 次項に

3 規定する福岡県国民健康保険運営協議会に報告するものとする。 か、福岡県国民健康保険法施行条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号)第三条に 知事は、 繰入計画を定め、又はこれを変更したときは、全ての市町村に通知するほ

福

畄

県

公

報

(補則)

に定める。

第二十三条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、

知事が別

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

文書番号 月 日

福岡県知事 殿

市町村長印

年

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入申請書

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成30年福岡県規則第21号)第2条の規定により、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金について下記のとおり借入れしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 借入申請額 金 円

2 貸付条件

国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施 行規則のとおり

- 3 添付書類
 - (1) 基金事業貸付金限度額見込計算書
 - (2) 基金事業対象保険料収納見込額報告書
 - (3) 基金事業対象保険料必要見込額報告書
 - (4) 基金事業貸付金償還計画書
 - (5) その他参考となる書類

様式第2号	(第4条関係)
ルスカムケ	(*** *********************************

	貸付金請求書
金額	Pi Pi

ただし、 年 月 日 第 号をもって貸付決定の通知を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金

上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長 印

福岡県知事 殿

様式第3号(第4条関係)

									文書番	号
	福岡	司県国民健 原 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	東保険原	財政安定	化基金事業貸	首付金借用	用証書			
					【貸付決定】]				
金額				円		年	月	日	第	号
上記金額は	、次の条件で	借用します。	0							
1 据置期降	Į		年	月	日					
2 償還期限	等									
(1)償還期限			年	月	日					
(2)償還金の	納付回数				□					
(3)初回納付	期限及び額		年	月	日まで				F	円
(4)最終納付	期限及び額		年	月	日まで				F	9
(5)毎期の償	還金額等	裏	面償還	年次表に	こよる。					
償還期	を払いの方法 限に償還金を 算した額を延				金額につき、延	延滞日数(こ応じ、	年14.64	パーセン	トの
康保険則	4 その他 この貸付金の運用、償還等に関しては、国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健 康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の関係条項 並びに貸付決定において付された貸付条件に従います。									
年	月	日								
					市町村	長			E	: p
福岡県知	事 殿									

様式第3号(裏面)(第4条関係)

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還年次表

市町村名															
貸伯	寸	貸付決定日			4	年	月	日	Ż	書番号					
決定	'等	償泊			4	年	月	日	排	置期限			年	月	日
期	∖	納亻	寸期限	!		未任	賞還客	頁	償	還額		備考			
7973	**	年	月	日				(円)			(円)		I/Ħ	77	
第	回														
第	回														
第	回														
第	回														
第	回														
第	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
第	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
	回														
第	_														
第															
第															
第															
第															
第															
第	回														

様式第4号(第5条関係)

文書番号

第3988号 増刊①

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長印

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入実績報告書

年 月 日 第 号で貸付決定を受けた標記貸付金について、福岡県 国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成30年福岡県規則第21号)第5条の規定 により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 借入金精算額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 基金事業貸付金限度額実績計算書
 - (2) 基金事業対象保険料収納額実績報告書
 - (3) 基金事業対象保険料必要額実績報告書
 - (4) 基金事業貸付金償還計画書
 - (5) その他参考となる書類

様式第5号(第6条関係)

									文書番	:号
	福岡	県国民健康	長保険財	政安定化	基金事業貸付金	金確定信	昔用証書			
					【額の確定】	年	月	日	第	号
金額				円	【当初貸付決	定】 年	月	日	第	号
上記金額は	、次の条件で	で借用します	t.							
1 据置期限	Į		年	月	日					
2 償還期限	! 等									
(1)償還期限			年	月	日					
(2)償還金の	納付回数				回					
(3)初回納付	期限及び額		年	月	日まで				ı	円
(4)最終納付	期限及び額		年	月	日まで				ı	円
(5)毎期の償	還金額等	;	裏面償還	電年次表に	こよる。					
		を延滞した			金額につき、延済	帯日数Ⅰ	こ応じ、	年14.64	パーセン	トの
康保険則	4 その他 この貸付金の運用、償還等に関しては、国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健 康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の関係条項 並びに貸付決定において付された貸付条件に従います。									
年	月	日								
					市町村县	Ē.			I	印
福岡県知	1事 殿									

様式第5号(裏面)(第6条関係)

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還年次表

市町村名											
	貸付	決定E	3	年	月	日	文書番号				
貸付 決定等	額の	確定日	3	年	月	日	文書番号				
	·			年	月	日	据置期限		年	月	日
期数	納	寸期限	:	未償還額			償 還 額			考	
州奴	年	月	日			(円)		(円)	1)用	75	
第回]										
第回]										
第回	1										
第回	1										
第回]										
第回]										
第回											
第回]										
第回											
第回]										
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回	_										
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回											
第回	1										

様式第6号(第8条関係)

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

償還期限等延期申請書

年 月 日 第 号で貸付決定を受け、 年 月 日 第 号で額の確定を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金の償還期限等を下記のとおり延期したいので、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成30年福岡県規則第21号)第8条第1項の規定により申請します。

記

		Í	資付決定	内容				延期申	請内容	
償還期限			年	月	日			年	月	日
納付期限 及び	第	回				第	回			
償還金額			年	月	日まで			年	月	日まで
					円					円
	第	回				第	回			
			年	月	日まで			年	月	日まで
					円					円
	第	回				第	回			
			年	月	日まで			年	月	日まで
					円					円

申請の理由

様式第7号(第9条関係)

平成30年5月1日 火曜日

文書番号 年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

繰上償還通知書

年 月 日 第 号で貸付決定を受け、 年 月 日 第 号で額の確定を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成30年福岡県規則第21号)第9条の規定により通知します。

記

貸付金確定借	用証書番号	
借入額	(1)	円
償還期限		
既償還額	(2)	円
繰上償還額	(3)	円
繰上償還期日		
償還残額	(1) - (2) - (3)	円

繰上償還の理由

様式第8号(第11条関係)

文書番号 月 日

福岡県知事 殿

市町村長印

年

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成30年福岡県規則第21号)第11条の規定により、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金について下記のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付条件

国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施 行規則のとおり

- 3 添付書類
 - (1) 特別の事情等に関する調書
 - (2) 基金事業交付金所要見込額計算書
 - (3) 基金事業対象保険料収納見込額報告書
 - (4) 基金事業対象保険料必要見込額報告書
 - (5) その他参考となる書類

	交付金請求	書
金額	P	

ただし、 年 月 日 第 号をもって交付決定の通知を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金

上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長 印

福岡県知事 殿

様式第10号 (第14条関係)

文書番号 月 日

福岡県知事 殿

市町村長印

年

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記交付金について、福岡県 国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成30年福岡県規則第21号)第14条の規定 により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付金精算額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 特別の事情等に関する調書
 - (2) 基金事業交付金所要額精算書
 - (3) 基金事業対象保険料収納額実績報告書
 - (4) 基金事業対象保険料必要額実績報告書
 - (5) その他参考となる書類

する。

平成30年5月1日 火曜日

訓

令

福岡県訓令第六号

指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の 平成三十年五月一日

本

庁

小 JII

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員 福岡県知事 洋

及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

第三条第一項の表新社会推進部の項中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」 第二条第一項中「新社会推進部長」を「人づくり・県民生活部長」に改める。 指名等に関する規程(昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の

項中「河川課長」を「河川管理課長」に改める。 「新社会推進部次長」を「人づくり・県民生活部次長」に改め、同表県土整備部の

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。